

エキマチ広場利活用トライアル 利用の手引き



令和 6 年 6 月 6 日

下関市

エキマチ下関推進協議会

目次

1 エキマチ広場利活用トライアルの趣旨	2
2 実施場所	3
3 実施期間	3
4 申込方法等	3
5 利用の流れ	4
6 利活用トライアル支援	5
7 注意事項等	7
8 問い合わせ先	9
9 参考資料	10

1 エキマチ広場利活用トライアルの趣旨～目的～

エキマチ広場は、下関駅周辺のにぎわいと交流の場を創出することを目的に、平成 25 年に設置されました(下関市下関駅前広場の設置等に関する条例)。下関市やエキマチ下関推進協議会(以下、協議会という。)は、エキマチ広場を中心にマルシェ等のイベントの開催を通じて、下関駅周辺のにぎわい創出に取り組んでいます。

また、駅周辺の社会環境が大きく変化する中において、効果的な公共空間の利活用等の方法を模索するため、実証実験として、エキマチ広場のイベント利用を希望する民間事業者等を広く募集し、実際に使用していただく「エキマチ広場利活用トライアル」を令和 5 年度から開始し、3 つのイベントを実施しました。令和 6 年度は、より多くのイベント利用を促進するために、利活用トライアル支援を追加して実施します。

トライアル期間中は、広場使用許可と道路使用許可の申請を協議会がワンストップ窓口となり手続きを行います。エキマチ広場の使用料もかかりませんので、どなたでも利用しやすくなっています。

トライアル利用後は、率直なご意見・ご感想・ご要望等を含め、アンケートへご協力をお願いします。利用者の意見も踏まえて、エキマチ広場の活用に向けたニーズ・課題を把握し、今後、本格的な利活用等の検討を行い、エキマチ広場を「憩い・くつろぎの空間として魅力ある場所」「民間主体のイベント開催を通じた、市民のにぎわいと交流が育まれる場所」とすることを目指します。

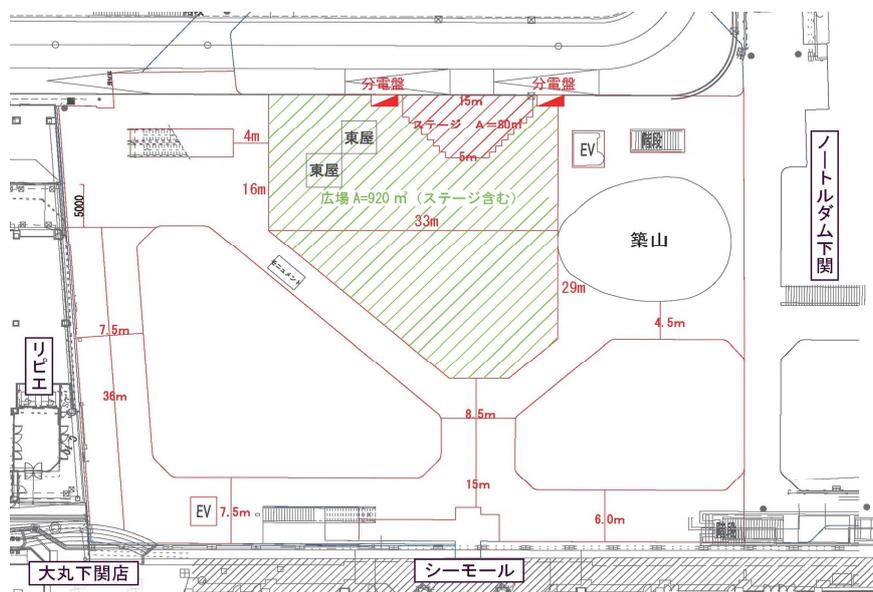
あわせて、日常的に誰でもエキマチ広場を利用しやすいよう、人工芝、ベンチテーブル、プランターを設置した、「憩い・くつろぎ空間創出」の実証実験を実施します。

※本事業は通常のエキマチ広場を使用する場合とは申請・利用方法等が異なりますので、ご注意ください。



2 実施場所

エキマチ広場(日本セレモニーウォーク、下関駅前人工地盤上)



3 実施期間

令和 6 年 6 月 17 日(月)～令和 7 年 3 月 2 日(日)9時～21 時(準備・片付けを含む)

4 申込方法等

(1)随時申込による(先着順)

申込受付期間:令和 6 年 6 月 6 日(木)～令和 7 年 2 月 14 日(金)

申込期限:利用希望日の 2 週間前

(2)申込方法

受付期間内に、下記「(3) 提出書類」に記載された資料を記入のうえ、以下の申込先にメールまたは郵送にて提出してください。

各様式は市HP(<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/57/98656.html>)

または右記 QR からダウンロードできます。

<申込先>

エキマチ下関推進協議会事務局

TEL :083-242-5066 午前 9 時から午後 5 時まで(土日、祝日、年末年始除く)

住所:〒750-0025 下関市竹崎町四丁目 4 番 8 号 下関商業開発(株)内

E-mail:ekimachi-s@seamall.jp



(3) 提出書類

- ① トライアル計画書
- ② 収支予算書
- ③ トライアル図面
- ④ 事業の概要が分かるもの(企画書、チラシ等)

※上記のほか、追加資料の提出を求める場合があります。

5 利用までの流れ



6 利活用トライアル支援

下関駅前エキマチ広場で民間事業者・団体等が主体的におこなうイベントに対し、経費の支援を行います。

(1)支援対象者

エキマチ広場でイベントの開催を希望し、市内外を問わず、企画したイベント等を完了するまで責任を持って遂行できる民間事業者または団体

(2)支援対象事業

支援対象事業は、民間事業者・団体が主催するエキマチ広場で開催するイベントとします。

(3)支援対象経費

支援の対象となる経費は、申請するイベントの直接経費となるもので、本来個人で負担すべきもの、販売目的の活動に関わる物品、資産となるような3万円以上の高価な物品の購入費用は支援の対象外とします。

支援対象経費は6ページに記載している通りです。

(4)支援額

1事業あたりの支援限度額は5万円です。

(5)申請書の提出時期、様式等

「4 申込方法等(2)申込方法」に準じます。

(6)実績報告

イベント終了後、エキマチ下関推進協議会にアンケートの回答とあわせて、下記書類も提出してください。

- ①収支報告書(様式あり)
- ②チラシやイベント当日の写真(様式任意)
- ③支払いの状況が分かるもの(領収書の写し等)

(7)支援の取消・返還

エキマチ下関が支援の交付条件に違反したと認めるときは、支援の決定の全部又は一部を取り消します。

支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援の取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を求めます。

必要経費として認められるもの

項目	概要	備考
依頼料	ゲストへの謝金や宿泊費、旅費交通費	明確に経費と分かるようにすること
会場費	会場設営で用いる備品や什器の費用	
通信運搬費	物品の運搬にかかる代金	明確に経費と分かるようにすること
広告宣伝費	チラシやポスターの作成費用	
賃借料	機材等のレンタル代	会場設営に関するものは会場費へ
消耗品費	消耗品の購入費用	少額のものに該当します
雑費	駐車場代、保険料、保管料、支払手数料などに関する経費	
その他	上記以外で下関市やエキマチ下関が必要と認める経費	該当項目が不明なものについては、一度ご相談ください

必要経費として認められないもの

項目	具体例
個人で負担すべきもの	個人的な飲食代、物品の購入費
イベントで販売する商品の材料	販売する商品の材料は対象外となります。 例:クッキーの材料である小麦粉 ハンドメイド作品の材料である布
汎用性が高い高額な備品	スマートフォン、PC、テレビなど
明らかに経費と区別できないもの	イベント会場への交通費など ※参加者のために手配した乗り物の費用など、 明確に経費だと区別できる場合は対象となります。

7 注意事項等

【トライアル利用条件】

- (1) トライアル利用計画書に記載の用途のために利用し、その他の用途に供さないでください。
- (2) トライアル利用は、特定の者のみを対象とするものでない催物としてください。
- (3) 政治的、宗教的な目的等での利用はできません。
- (4) 利用者は、利用期間中、実施する調査に協力することとし、利用終了後、利用者アンケートを提出するとともに、市がヒアリングを求めた場合は、これに応じてください。
- (5) 利用者は、利用後 1 週間以内に、Google フォーム上の利用者アンケートに回答してください。
- (6) トライアル利用の実施に当たっては、憩い・くつろぎの空間創出の実証実験と連携し、市と協議、調整を行いながら、誠実に履行してください。
※人工芝・ベンチテーブルの移動は広場内であれば自由ですが、イベント終了後は原状回復してください
※プランターは利用範囲の境界明示で設置しているため、原則動かさないでください
- (7) トライアル事業の実施により、利用者が市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに市にその状況及びその内容を書面にて報告し、すべて利用者の責任において処理解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとしてします。
- (8) 自己都合により利用をキャンセルする場合は、利用日の3日前までに利用の取消しを知らせてください。
- (9) 市の広報手段を用いてイベントの宣伝を行いますので、利用者は市に適宜情報を提供する等協力してください。
- (10) 天候によって以下の判断基準により利用を変更してください。
 - (ア) 晴天・曇天
前日までに利用日が晴天又は曇天等、雨風による被害が想定されないと利用者が判断した場合、トライアル利用を行う。
 - (イ) 小雨・雨天時
前日までに利用日が雨天と予想され、雨風による被害が想定される場合、利用者が利用の判断を行い、中止の場合は適切な広報手段によりできる限り周知を図ってください。
 - (ウ) 荒天・強風時
(ア)(イ)のとおり対応したものの、利用日において荒天となった場合、各利用者の判断で中断し、来訪者及び利用者の安全を第一に行動してください。安全確保後、利用者は中止判断を行ってください。
なお、気象庁より以下の警報が発令された場合、利用者が直ちに利用を中止し、

安全確保のうえ、避難等適切な行動をとってください。

- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・大雨警報
- ・洪水警報
- ・暴風警報

- (11) 利用者は、利用上知り得た秘密・個人情報等を他の目的に使用又は第三者に漏らしてはなりません。

【禁止事項】

- (1) エキマチ広場を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 土地の形質を変更する行為
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為
- (4) 指定された場所以外の場所にごみその他の廃棄物又は汚物を捨てる行為
- (5) 犬、猫、とび、からす、はと、すずめその他の動物(所有者又は占有者のないものに限る。)に対しての給餌
- (6) 指定された場所以外の場所への車両の乗り入れ、又は止める行為
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人又は組織の利益になると認められる行為
- (8) 上記に掲げるもののほか、エキマチ広場の利用を妨げる行為をすること又はエキマチ広場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

【使用許可の取り消し】

以下の事項に該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 利用者が使用許可の条件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
- (3) 公益上やむを得ない事由が生じた場合
- (4) その他管理運営上必要がある場合

【使用上の注意事項】

- (1) ブースやテントを使用する場合は、内容・規模等を事前に相談してください。
- (2) エキマチ広場に使用可能な給排水設備はありません。
- (3) 活動の際に出たゴミは必ずご自身で持ち帰ってください。
- (4) エキマチ広場内は喫煙禁止です。喫煙は指定の場所をお願いします。
- (5) 活動に関わる作業等は必ず許可範囲内にて行い、歩行者の通行の妨げにならないようにしてください。

- (6) 物件を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックとの離隔を 0.6m以上確保してください。
- (7) 騒音・悪臭・通行の妨げになるような行為は禁止します。
- (8) イベント内容、音量等、周辺の商業施設や地域住民への配慮をお願いします。

【関係法令等の順守】

イベントを実施する場合は、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法等)やこの使用規約を遵守してください。

特に飲食や火器使用等で関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

万一、届出等の不備により開催不能となった場合においても、市は一切の責任を負いません。

8 問い合わせ先

【申込について】

エキマチ下関推進協議会

TEL:083-242-5066 午前 9 時から午後 5 時まで(土日、祝日、年末年始除く)

住所:〒750-0025 下関市竹崎町四丁目 4 番 8 号 下関商業開発(株)内

E-mail:ekimachi-s@seamall.jp

【利活用トライアル全般について】

下関市産業振興部産業振興課

TEL:083-231-1220 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土日、祝日、年末年始除く)

住所:〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会館 4 階

E-mail:sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

9 参考資料

【これまでのイベント利用例】

エキマチあおぞらフリーマーケット(令和5年4月23日)



エキマチックステージ(令和5年6月10日)



【令和5年度エキマチ広場利活用トライアル利用例】

・エキマチタキビ(令和5年11月13日) ・キャラメルメルライブ(令和5年11月25日)

